

# 明石市立厚生館機械警備業務委託(長期継続契約)仕様書

明石市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する警備業務の仕様は下記のとおりとする。

## 1 業務の目的

受託者は、委託者が警備業務を委託する施設の火災、盗難、破壊、不法侵入、加害行為などの異常を発見することにより、委託者が所有する施設の円滑な運営に寄与し、その安全を保障するため、警備業務を実施するものとする。

## 2 警備対象施設

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| (1) 明石市野々上 1 丁目 11 番地の 14 | 明石市立鳥羽厚生館  |
| (2) 明石市小久保 5 丁目 14 番地の 5  | 明石市立弁財天厚生館 |
| (3) 明石市大久保町松陰 95 番地の 2    | 明石市立松陰厚生館  |
| (4) 明石市大久保町大窪 353 番地      | 明石市立西大窪厚生館 |
| (5) 明石市大久保町八木 599 番地の 3   | 明石市立西八木厚生館 |
| (6) 明石市魚住町西岡 996 番地の 1    | 明石市立美里厚生館  |
| (7) 明石市二見町西二見 515 番地      | 明石市立上西厚生館  |

## 3 警備方法

窓・扉等外部から侵入のおそれがある場所及び内部の監視のため、機械警備システム（容易に複製できない機器を使用すること）を取り付けて警備を行う。

## 4 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

本委託業務は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であり、履行上問題がなく、委託者・受託者双方に異存がなければ令和 12 年 3 月 31 日まで延長するものとする。ただし、契約締結日の属する年度以降において、本委託業務にかかる歳出予算が減額または削除された場合は、この契約を変更または解除します。

## 5 委託料の支払方法

受託者は、委託料を委託者が指定する方法で、四半期ごとに委託者に請求するものとする。

## 6 警報装置設置図面等の提出

受託者が警備を実施するにあたり、新たに警報設備を設置する必要があるときには、あらかじめ委託者と協議の上設置するものとし、設置が完了した場合には、警報装置の設置場所を示した図面及び警報装置の取扱書等をあらかじめ委託者に提出し、確認を受けなければならない。

## 7 権限の付与

- (1) 委託者は受託者に対し、警備業務遂行のために必要な権限を付与するものとする。

- (2) 警備業務の履行に必要な警備員等の配置並びにその指揮監督等に関することは、受託者の責任のもとに実施するものとする。

## 8 警備実施時間

平日・・・午後5時から翌日午前9時まで

土曜日・・・正午から翌日午前9時まで

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)・・・午前9時から翌日午前9時まで

## 9 警備業務の内容

### (1) 警備機構

#### ① 警報装置

警備対象施設で発生した異常事態を受託者の事務所へ即刻自動的に通報する機能を有する。

#### ② 受託者の事務所

受託者は市内に事務所等を有し、警備実施時間中は警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に機動隊との連絡を保持する。

#### ③ 機動隊

常に受託者の事務所との連絡を保持し、警備対象施設の異常事態に備える。

### (2) 警備開始時における取扱い

#### ① 委託者における取扱い

警備対象施設の最終退館者は、防火、防犯、その他の事故防止上必要な措置をした後、確認ランプで警報機器の正常な状態を確認し、退出口を施錠した後、外部に設置したコントローラー（警報装置の操作器）の電源及び回路を確認し、ON（警戒）の状態にセットする。

#### ② 受託者における取扱い

警備対象施設の最終退館者のコントローラーの操作により自動的に表示されるON(警戒)の信号を確認し、警備を開始する。

### (3) 警備終了時における取扱い

#### ① 委託者における取扱い

警備対象施設の最初の入館者は、入館前に外部に設置したコントローラーをOFF（警戒解除）の状態に操作する。

#### ② 受託者における取扱い

警備対象施設の最初の入館者のコントローラーの操作により、自動的に表示されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

### (4) 警備実施時間中の臨時入館

警備実施時間中における入館は、原則として認めない。ただし、やむを得ない場合のみ、立ち入りができる措置を講じるものとし、入館中の警備は委託者の責任において実施する。

## 10 異常事態における受託者の処理

- (1) 警報受信装置により、委託者の警備対象施設に異常事態が発生したことを確認したときは、受託者は機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあた

る。

- (2) 警備対象施設に到着した機動隊は、異常事態を確認後、受託者の事務所へその状況を連絡し、必要に応じて関係先（警察・消防署等）へ連絡する。
- (3) あらかじめ届け出ている委託者の当該緊急連絡先へ連絡する。

#### 11 緊急連絡者の指定

委託者は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に交付する。また、その内容に変更等が生じたときは、遅滞なくその都度受託者に変更した名簿を交付する。

#### 12 事故報告書等の提出

警備実施中に事故が発生したときは、速やかに電話または口頭で委託者に報告するとともに、後刻、受託者は事故報告書を委託者に提出する。

#### 13 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、次のとおり、委託者・受託者相互に預託するとともに、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保有する。

- (1) 異常事態発生時等の立入りのため、施設出入口の合鍵を委託者から受託者へ預託する。
- (2) コントローラー用の鍵を受託者から委託者へ預託する。

#### 14 警報装置の保守点検

受託者は、設置した警報装置の機能について適宜保守点検を行うものとし、点検の都度、その状況を委託者に報告するものとする。

#### 15 費用負担等

機械警備の契約期間において、警備対象に設置する警報機及びこれに付帯する一切の取付費、撤去費、その他の経費は、受託者が負担し、受託者の所有に属する。

#### 16 警報

警備対象施設から、受託者の事業所へ即時に自動通報する機能は、電話回線もしくは同等と見なされる回線を使用し、これにかかる経費は受託者の負担とする。

#### 17 履行の保障

受託者は自らの事情により前記4「履行期間」に規定する期間中、前記3「警備方法」に規定する警備が執行できない事態が生じた場合は、あらかじめ委託者の承認を得て速やかに本仕様書に規定する警備体制の実現に努めるとともに、他の方法により前記1「業務の目的」に規定する業務を実施しなければならない。

#### 18 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者双方において協議の上、決定する。